

## 内部留保のうち、法人の事業継続に必要な財産の額を定める件

社会福祉法人茨城県共同募金会共同募金配分等取扱要領の第2の4の(2)に規定する基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額は、次の表の左欄の法人の種別に応じ、それぞれ同表右欄の算定方法により算定した額とする。

法人の種別	算定方法
社会福祉法人	<p>次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)の額を合計する。</p> <p>(1) 基本金の額</p> <p>(2) 国庫補助金等特別積立金の額</p> <p>(3) 社会福祉事業に供する土地の額から基本金の額を差し引いた額</p> <p>(4) 社会福祉事業に供する建物の額から国庫補助金等特別積立金の額を差し引いた額 備考 建物の額は、減価償却後の額であること。</p> <p>(5) 社会福祉事業に供する建物の減価償却の累計額</p> <p>(6) 社会福祉事業に供する建物の修繕に要する費用の額 備考 「社会福祉事業に供する建物の修繕」は、現に具体的な計画があるものに限るものであること。</p> <p>(7) 当該会計年度の収支資金計算書に計上した事業活動収入の総額に3/12を乗じて得た額</p> <p>(8) 共同募金の配分を予定した額の相当額</p> <hr/> <p><b>【注釈】</b></p> <p>(3)及び(4)は社会福祉事業に供する不動産(土地・建物)、(5)及び(6)は再生産に必要な財産(建て替え資金及び修繕資金)、(7)は事業活動に必要な運転資金であり、(8)は共同募金の配分を予定した額であること。</p>
社会福祉法人以外の法人	社会福祉法人の場合における算定方法に準じて算定する。